

現代フランス社会における パレナージュについて

長谷川秀樹

はじめに

「パレナージュ (parrainage)」とは、「パラン (parrain)」もしくは「マラン (marrain)」と呼ばれる年長者が、血縁関係のない年少者を「フィルール (filleul, 女子の場合は filleule)」として養育したり、一時的にともに過ごす状態を指す。「フィルール」には実親が存在する場合もあれば、ひとり親、あるいは孤児の場合もあり、親子関係は多様である。近年フランスでは「パレナージュ」が徐々に増加しつつある。

「パレナージュ」とは、元々カトリック洗礼の際の「代父」「代母」そして「代子」の宗教的関係である。革命以前から近代までにかけてはもっぱら宗教(カトリック)的慣習であった。幼児もしくは成人洗礼の際に、立会人として被洗礼者の実親とともに列席する。代親は洗礼の儀式的のちも、被洗礼者の教育的、指導的役割を実親と補完的に果たしていた。しかし、現代フランス社会、とりわけ、政教分離やライシテ(非宗教性)が声高に叫ばれるようになってきた今日、宗教的パレナージュは減少し、また、代親と代子が接する機会も洗礼のときだけになるなど形骸化しつつある。

一方で、新たな「パレナージュ」の形態が見られるようになる。「連帯的パレナージュ (parrainage solidaire)」、「最寄りのパレナージュ (parrainage de proximité)」あるいは「結社的パレナージュ (parrainage associatif)」と呼ばれる関係である。本稿で述べる「パレナージュ」とは、現代における

非宗教的關係について限定するものである。前半では、パレナージュがどのようなものであり、またどのような背景で形成されてきたのかについて考察し、後半では、フランスにおけるパレナージュの形成に主導的役割を果たしてきた作家カトリーヌ・アンジョレの著作、文献を中心にパレナージュについて考察する。

第1章 パレナージュの定義と実態

パレナージュとは血縁関係のない年長者と年少者との間で築かれる関係である。養子縁組 (adoption) や里親制度 (placement des enfants) と混同されがちであるが、これらの制度とは異なる。本章では、これらの制度との差異も含めてパレナージュとはどのような形態であるのか述べる。

第1節 パレナージュとは

法律上の行為である養子縁組や公的制度として進められてきた里親・里子制度に比べて、パレナージュは後述するように結社 (アソシアシオン) 形態、すなわち自発的な市民により進められてきた形態であるため、その法律上の定義を明確にすることは困難である。しかし、2005年にパレナージュ関係諸団体がフランスの家族省の勧めにより「子どものパレナージュに関する憲章 (La charte de parrainage d'enfant)」を制定し¹、これをパレナージュの基本原則と位置付けることができる。

憲章では、序文において、パレナージュを「家族形態での愛着的・社会的なつながりを形成しうる、ある制度化された世代間連帯の一形態」と述べ、さらにパレナージュが「結社もしくは業務によりなされるもの」と加えられている。

また、憲章本文の第1条「定義」ならびに第2条「諸原則」において、パレナージュの形態が以下のように言及されている。

- i) 一人の子が一人の成人もしくは一つの家庭とで、ある特定の愛着関係を形成すること
- ii) パレナージュ関係にある子と成人は、一定時間をそのために充てる

こと

- iii) 交換、互酬、相互繁栄という価値観および信頼を前提とする
- iv) ボランティア精神 (無報酬) で、双方はパレナージュを結ぶこと自体に金銭的要求や授受はできない、ただし、成人は子どもに対し、金銭的・物理的援助を行うことは可能
- v) 法律上の親権 (parentalité) には何ら影響や改変を行うものでなく、選択においては子どもの意思を十分に尊重すること、よって、パレナージュを結ぶ場合は、原則として子ども側の保護者 (実親、保護者) の要請や同意が必要
- vi) 同じ時間を同じ場所で共有する付き添いが前提

第2節 養子縁組との違い

フランスにおける養子縁組とパレナージュは何が違うのか。養子は縁組をすることにより、実親との間に有していた親子関係について解消もしくは改変を加えることになるため、親権に何ら影響や改変を行うものではないパレナージュと原則の面で大きく異なる。

フランスには法律上、完全養子縁組 (adoption plénière) と単純養子縁組 (adoption simple) の2種類がある。フランス民法典 (以下「民法」と記す) 第343条から第359条によれば、完全養子縁組とは、実親との親子関係が縁組により完全に解消されるもので、かつ原則として一旦縁組すると解消できないものである。養子は養親 (28歳以上の個人もしくはカップル) との年齢差が15歳以上、養子年齢が15歳未満であることが条件である。もちろん、実親との親子関係を解消することや、縁組による親子関係の原則解消が不可である点は、パレナージュとは異なる。パレナージュの関係は平均4年と言われ、子どもを受け入れた際は、その子が成長、成人すれば解消するのが通常とされる²。

一方、単純養子縁組は、民法第360条から第362条によれば、実親との親子関係を維持したまま、養親に親権が移るものである。養親の苗字を子に付加したり、実親の苗字と取り換えることも可能となる。実親との親子関係は維持されることから、養子は実親の法定遺産相続者であるほか、養親に限り、養親の法定遺産相続者にもなる (養親の親族の法定相続者には

なれない)。また、完全養子縁組とは異なり、養親は養子を「自宅で」養育する義務を負わない、すなわち物理的に引き取る義務はないが、養育そのものの義務は有する。

単純養子縁組とパレナージュを比較してもなお、原則的な差異がある。まずは親子関係である。確かに単純養子縁組は養子と実親との関係を解消するものではないが、養親・養子関係 (filiation adoptive) というもう一つの親子関係を築くものである。従って親子関係に改変を加えるもので、全く何も改変しないパレナージュとは異なる。一方、パレナージュは、子どもの養育を義務とするものではない一方で、子どもと一定時間以上自宅で受け入れるもしくは付き添うことや、共有の空間を持つことがパレナージュには求められている。つまり、パレナージュは、年長者が年少者と必ず直接接しコミュニケーションをとることが必要な関係である。

第3節 里親制度との違い

日本における里親とは、児童福祉法第45条2の規定により厚生大臣が別に定める省令 (里親の認定等に関する省令)³にて定義されている養育里親等の制度を言う。公的制度のもとでは、里親となるには自治体首長の認定と登録が必要なほか、里子も施設に入れられている実親がいない子どもや児童相談所の判断で (児童虐待等により) 実親による養育が不可であると認定された (養護施設に入所している) 子どもなどに限られる⁴。一言で言えば、現在の日本の公的な里親制度は児童福祉法が定めているとおり、子どもの保護を目的としたものであり、フランスのような「連帯」精神から生ずるものとは異なる。

フランスでは類似の制度として *placements des enfants* がある。社会活動及び家族法典の規定によれば、「報酬により21歳未満の子どもや若者を自宅に受け入れ、日常生活を共にする家族または個人」 (社会活動及び家族法典第L421-2条) であり、「未成年者保護、社会医療的措置、心理療法的措置からの観点」 (同) で行うものとされる⁵。個人で受け入れる場合は *assistant familial*、家族単位での場合は *famille d'accueil* と呼ばれる。対象となりうる子どもや若者は、①匿名出産で出生後、県の行政組織であるASE (児童社会援助局) に養育権等が移転された子ども、②実親の判断により

ASEに養育権が移転された子ども、③貧困、家庭環境、虐待、育児放棄等により裁判所等により危険と判断された子ども、④孤児、である。②は行政的措置 (*placement administratif*)、③は司法的措置 (*placement judiciaire*) と呼ばれる⁶。

上述の子どもや21歳の若者を受け入れることを *accueil familial* と呼ぶ。受け入れる個人や家族は、家庭環境や住居などの面で必要な条件を満たすほか、県が定める研修を規定時間受けたのちに、県に申請し、資格を受けなければならない (社会活動及び家族法典第L421-2条～第L421-18条)。

日仏の里親 / *placement* 制度はともに、児童保護の観点から、公的制度が指定する子どもや若者を、同じく公的制度により資格を認められた個人や家族が、親権の移動は伴わずに、自宅で養育する、というものである。しかし、パレナージュは、児童保護の観点から危険や困難な状況下にあると認定される子どものみが対象になるのではなく、また、受け入れる家族や個人も必ずしも公的な資格や認証を有しているわけではない。それでは具体的にパレナージュとはどのようなものか、次章にて詳述する。

第2章 パレナージュの実態

パレナージュが *placement* と大きく異なるのは、子どもや若者を他家の養育に委ねる判断を誰が下すのか、という点である。後者の場合は、前章で述べたように社会福祉当局 (ASEもしくは母子保護局PMI⁷) による認定である。実親の経済状況から子どもの養育が困難である場合や、育児放棄、児童虐待等により子どもを実親から引き離さなければ生命の危険にかかわる場合、ASEやPMIはそのような判定を行い、子どもを強制的に親から引き離し、施設で養育する。もちろん、強制ではなく実親の意思によるケースもあるが、この場合も直接、里親 (*accueil familial*) に依頼するのではなく、一時的受け入れ・養育者として上述の社会福祉当局が介在することになる。よって、児童保護の観点からなされる *placement* は、実親の意思・申請とは直接関係なく行われるものである。

第1節 パレナージュの開始——実親による申請と動機

これに対し、パレナージュは、実親の意思、すなわち子どもを一時的あるいは恒常的に誰かに養育して欲しい、あるいは他の誰かと過ごしてほしい、という動機がすべての始まりである。後述するように、子どもをパレナージュさせたい親と、その子をフィルールとして受け入れたい年長者との間を取り持つのは、社会福祉当局ではなくアソシアシオンと呼ばれるパレナージュを専門とする民間団体であるが、各アソシアシオンのサイト等を閲覧すると、まずは実親の申請、つまりなぜ子どもをパレナージュさせたいのか、という動機が重要となる。ある団体ではその動機として「子どもに何かほかのことをさせて気分を変えさせたい」、「人間関係を広げて社会をもっとよく知ってもらいたい」、「今の親子関係をもっと多様なものにしたい」、「(親自らが) ちょっと一息つきたい」といった「児童保護の観点」からかけ離れたものも列挙されている⁸。

placementとパレナージュでは、対象となりうる子どもの範囲はどの程度違うのであろうか？ IGAS（社会政策監察総局）の報告書によれば、2009年時点ではあるが、13.6万人の子どもが、ASEやPMIにより、親から離されてplacementされている。このうち、famille d'accueilなど施設ではない家庭あるいは個人に養育されている子どもの数は67,575人となっている（PAUL et VERRIER :12）。パレナージュの統計は各団体で行っているがフランス全体としてのものがないため、明確な数値は把握できない。ただし、団体「パラン・バルミル（Parrain Par Mille）」の創設者であり、「パレナージュの生みの親」と言われる作家カトリーヌ・アンジョレは、「200万人の子どもが貧困状態にあり、300万人の子どもが孤立し、80万人が両親のいずれとも一緒に生活していない」（2011 :71 ;2010 :75）と述べ、パレナージュの対象となり得る年少者はかなり広範囲に及ぶ。

また、別の団体は、「手順（parcour）」として、①パレナージュに関心を持った親、保護責任者、施設関係者が、②団体に直接面会するか、電話や郵便、インターネット等を通じて情報照会し、③その子を連れて、その子が学童・生徒である場合は担任教師など教育関係者も同席の上、団体関係者と面談を行い、④団体が管理する「フィルール希望台帳（Dossier de candidature filleul）」へその子の登録を決定する、と説明する。団体による

面談は原則としてすべての要請に対して行われ、その際、子ども側の要望・期待や、どのようなパレナージュの形態（パランと一日、一週間、あるいは一月間、ヴァカンス中どの程度一緒に過ごすのかなど）が望ましいのかの意見聴取も行われ、親と団体との協議の結果、「希望台帳」への登録が決定される⁹。

第2節 パランになるには

では、パランとなりフィルールを受け入れるにはどのような資格や条件が必要なのであろうか？ placementとは異なりパレナージュにおいては法律や制度上のパランとなる資格や条件は定められていない。その資格や条件はパレナージュ団体が個々に定めている。フランス北東部パラン県のある団体¹⁰では、「パランになるには」の項目で下記のように説明している。

- i) 独身、既婚、カップル、子の有無は条件ではない
- ii) 他者への開放性が必要：パレナージュとは、パランがフィルールに対する一方的な支援ではなく、相手と、相手の生活状況、相手の人格や個性に対して心をひらく交換の場である。
- iii) 家族間の共助：パランは実親に代わる者でも、実親がすべき役割を引き受けるものでもない。双方の家族が相互尊重のもとに、共助することが重要である。

パリ近郊の別の団体¹¹では、次のような説明がなされている。「パランとは独身者あるいはカップルで子どもの有無は関係なく、別の家族や子どもとともに過ごし、一定の期間新しい人とのつながりを作りたい人である。パランとフィルールは自らの希望と可能性を鑑みたくて、自分たちが行うパレナージュの形態を選ぶことができる」。

ヴァンデ地方にある団体¹²は、「大人であれば年齢に関係なく、ボランティアとして子どもにかかわることを希望する人で、その子の実親や保護者と調和し、その子と持続的なつながりを築き、その子に新たな地平をもたらす、特別な友愛関係、信頼関係を作り出せる人物」としている。東部ドゥー県にある団体¹³が発行するパンフレットでは、「子どもや青少年の

ために投じたいと考えているあらゆる市民で、カップルであるか独身か、子どもがいるかないかは不問。しかし、フィルールとなる子どもには定期的かつ持続的なつながりを築きながらその成長を支援するために自らの時間をささげ、その子の実親の家族と強調かつ調和をもって振る舞い、良好な関係を持つことが重要である」とのみ書かれている。

以上を要約すると、バランになる条件はせいぜい①成人であること、②フィルールと持続的な関係を構築でき、支援のための時間を充てられること、③フィルールの実親家族と良好な関係を築くことができ、かつ子どもに対する役割や責任については、相互の尊重のもと、補完的関係を構築できること、であろう。

これは、「認可 (agrément)」を受けなければ未成年者や青少年を預かることができない placement の制度と大きく異なる。famille d'accueil となるには、まず最低4ヶ月間に及ぶ県の社会福祉当局やASE、PMIの講習会に参加し、これらの機関による試問や身辺調査を受け、その結果に基づき県会議長が認可を行う。ただし実際にfamille d'accueilが養育できるのは、心理学や教育学、法律面などでの60時間の研修を修了してからとなり、さらに養育中も240時間の追加研修が必須である。認可は5年間であるが、その間にDEAF(家庭支援員国家免状)を取得しなければ認可の更新が困難になるという厳格なものである(CHAPON :153-164)。これに対してパレナージュは認可も資格も不要である。

このことから、バランになるには、その動機が最たる要因である。パレナージュで子どもを預かった経験のある者に対する動機調査は多くないが、200人の経験者を対象に調査したセレネによれば、子どもを援助したい(18.3%)が最も多く、次いで「分かち合い」を実践したい(13.1%)、その子が欠落しているものを埋め合わせる場を提供したい(12%)、血のつながりのない子どもと特別な関係を築きたい(11.1%)、将来何らかの役に立つから(10.3%)、子どもの教育活動にかかわりたいから(8.6%)、子どもを守る空間を提供したい(5.8%)、将来投資(5.3%)、子どもだけでなく実親家族も援助したい(5.1%)、子どもを受け入れること自体が好きだから(4.2%)、家族を増やしたい(3.5%)など、フィルールとなる子どもが動機であることがほとんどである。一方で社会参画や家族に新たな関

係をもたらしたいという動機も散見される(SELLENET :22-24)。

第3節 アソシアシオンの重要な役割

バランとしてパレナージュを行うには、資格や免状、あるいは法律や制度上の条件はないが、希望すればだれでもバランになれるわけではない。一方で、パレナージュを必要とする、あるいはこれを希望する子どもや、その保護者、家族は多数にのぼるが、どこに居住し、どういう条件でのパレナージュを希望しているのか、バラン個人の能力で自らの条件に合致する子どもを探すことは極めて困難であり、一方、PMIやASEなどの児童保護施設や社会保護当局の把握する情報は、資格を有するfamille d'accueilでなければ得られない上に、例えば週末やヴァカンスだけといった定期的であるが恒常的でない子どもの養育を希望するケースなどは把握していない。

1990年代以降、パレナージュはアソシアシオン(association)と呼ばれる組織が仲介することが一般的になっている。アソシアシオンとは1901年結社法に基づいて市民が何らかの目的のために、同じ目的を有する他の市民と共働する非営利組織で、日本の特定非営利活動法人に似た制度である。定款や理事組織、会計・財務報告など、フランス政府により決められた規則に従い、団体を運営することが義務であるが、補助金を得ることもできる。多目的なアソシアシオン(association polyvalente)と特定目的のアソシアシオンがあり、パレナージュに関しても、従来から育児・保育支援、母子保護(児童虐待やDVからの避難)などを目的とした団体、あるいはplacementや養子縁組にかかわる団体が、新たにパレナージュにも携わる多目的アソシアシオンがある一方、パレナージュ専門のアソシアシオンもある。近年は後者の方が多くなりつつあるが、これは、placementの場合、主となるのがASEやPMIなど社会福祉・児童保護政策当局で、アソシアシオンの役割は二次的、副次的であり、アソシアシオンの役割が全面的となるパレナージュと両立した運営することが難しいこと、近年のフランスの家庭事情・家族事情の変化により、子どもをパレナージュさせたいという保護者が、養子縁組やplacementに比べて顕著に増加し、従来の養子縁組やplacementを扱うアソシアシオンでは対応しにくくなりつつあ

ること、後述するように、パレナージュの原則の1つに「ボランテア精神 (bénévolat)」があり、パランはフィルールを養育することで報酬を受け取らず、フィルールの実親もアソシオンやパランの家族に対して金銭を支払わない。他方、placementは資格を有するfamille d'accueilが、子どもを養育することにより、国から報酬を受け取る制度で、非営利活動団体からみれば、パレナージュ、placementいずれも協会自体が当事者から金銭を受け取ることはないものの、後者はfamille d'accueilの報酬受け取りに協力する形で、活動理念の面からみてもパレナージュに特化した活動の方が運営しやすいという面もある。

もう一つ重要な点が、「最寄り (proximité)」であることだ。これまでに例示してきたアソシオンでは、原則としてパランとフィルールのマッチングが、その団体の置かれている「県」あるいはそれより狭い範囲に限定されている。そもそもパランとフィルールが直接顔を向き合い、時間と空間を共有するには、近場に両者がいなければパレナージュは成立しない。よって、パレナージュ団体は、フォスターペアレント(国際養子縁組や越境的里親制度)は行わないことを明示することが多い。フランスに限らず欧米では人道的であるとして国際養子縁組が盛んであるが、双方とも相手と時間や空間を共有するところか顔も合わすことなく縁組すること、養子や里子となる子どもは途上国・最貧国であることが多く、悪質な団体が実親の生や子どもを手放す意思を確認せずに連れてくるなど、人身売買やビジネス的性質が強く、パレナージュの理念からはかけ離れているからである。

第3章 カトリーヌ・アンジョレのパレナージュ思想

これまで述べた通り、パレナージュは、社会福祉政策や児童保護政策として政府や行政により打ち出されてきた施策でも、法律により整備されてきた制度でもない。今日のようなアソシオンが参画あるいは仲介する形でパランとフィルールを結び付ける形態が主流となるのは1990年代初頭であるが、その中でパランパルミル協会を創設したカトリーヌ・アンジョレ (Catherine Enjolet) の活動によるところが大きい¹⁴。では、アンジョレはどのような経緯でパランパルミルを設立し、パレナージュ活動に関与

するようになったのか。またパレナージュに対してどのような哲学あるいは思想を抱いているのか。フランスにおけるパレナージュをよく理解するには、かかる問いに対する答えを導き出すことが必要である。アンジョレは今日までに小説やエッセイや対談集など10点近い作品を著しているが、小説は自らの幼いころの経験をもとにした自伝に基づいたものであり、エッセイや対談集も危機に瀕する子どもについてや、パレナージュ、パランパルミルに関するものがほとんどである。よって、本章では彼女の著作をもとに、パレナージュの思想について考察する。

第1節 遍歴——家離散と施設に対する恐怖

アンジョレがパレナージュに参画する背景として、彼女の幼いころから経験してきた様々な苦難や恐怖を挙げることができる。

アンジョレはパリの家庭に4人きょうだいとして生まれるも、母が精神的に不安定かつふさぎ込みであったことから、生活の維持が困難と判断した児童保護施設により、まだ5歳にも満たない自らも含めてきょうだいは施設に収容された。さらに5歳のときに父が他界し、その後、ほかのきょうだいとも別れ別れになる一家離散を経験する(2010 :35)。だが、彼女のトラウマ(アバンドニック abandonnique¹⁵)は、父の死やほかのきょうだい、母との離別ではなく、後述するように施設そのものにあった。そもそも父の死は、彼女には悲しいものであったが、喪失感を覚えるほどのことではなかった(2010 :36)。幼くして家族から引き離されたことで、彼女にはほとんど父の記憶がなかったためである。

アンジョレが収容されたのは、パリの南にあるDDASS(厚生省社会厚生県支局)¹⁶のダンフェールロシュロー・センターである。彼女は出所したのち、TV番組の取材の協力のために、のちにこの施設を訪れるのであるが、「地獄のセンター (Centre d'enfer) (2006 :9-16)¹⁷」と表現するほど恐怖を与えるものであり、一旦出所し成人になったのちに取材協力のため再訪した際も、施設に入るや否や過去の恐怖体験がよみがえり、めまいや動機がして立つことができなくなるほどであった (ibid.,.)。

では、児童収容施設の何が恐怖、アバンドニックの要因となったのであろうか?彼女が自らの幼少期を下敷きに描いた自伝小説『他所から来たブ

リンセス (Princess d'ailleurs)』から列挙してみる。

何も知らない幼いアンジョレを施設に連れて行ったのは母である(1997:39-40)。母は施設の職員に引き渡しの署名後、アンジョレを置いて施設から出ていく。施設の扉が閉められ、アンジョレは「抗いたかったが、体がいうことを聞かなくなった。話したかったが、声が出なくなった。[施設の服の一長谷川補足]襟が私を苦しめた。私は呻く。地獄から逃げたかった。悪夢。扉は閉まった。私は異に閉じ込められたのだ。もう何も感じない。終わりだ。死んだのだ」(1997:40)。施設は独居ではなく、何人かの子どもと相部屋のドミトリーであったが、「そこはいつも地獄だった」(ibid.)。「私はシーツの下に身を隠す。泣くことが禁じられているからだ。何という静寂！私は呻き続けた。痛い。施設の監視員が私を脅しにくる。私は息を止めて何とか嗚咽を止めていた。しかし突然にけたたましいベルが鳴り、ドミトリーはわっとなった。ベッドに寝ていた子どもたちはみんな呻きだす。監視員が駆けつけ、静かにするように大きな身振りをする。遅すぎだ。悲しみが嵐のように押し寄せる。荒々しい。大勢の監視員。静かに！夜がわめき、声がいらだつ」(ibid.)。アンジョレは摂食障害に陥る。「私は食事の時間になると病気になる。食堂の騒音、とよめき、食器の建てる音、スープの匂い。職員が私の鼻をつまんで食事をさせようとする。ここでは食べない権利はないのだ。[中略] 公的施設では死ぬことは許されない。私は何も見ず、何も語らず、誰とも話さず、[中略] 何も考えず、覚えず、理解しようとせず、何も知らずにいる」(1997:41-42)。こののちアンジョレのきょうだいは別の施設に移され、その後彼らと顔を合わせることもなくなった(ibid.)。自らも摂食障害その他の状況から病棟に移される(2010:36)。父の死は病棟への移動の後であったが、アンジョレには父の死はずっと後まで伏せられていた(ibid.)。

アンジョレは対談で過去の施設での生活を振り返り、「子どもには今自分たちがどこにいるのか、そして明日、どこに行くのかについて全く分からず、それは悲しみを超えた恐怖に他ならない。いったん施設等に引き取られた子どもが、親と再会することは極めて困難だ。母も子どもの居場所を知らなかったのでは。私は何度も入退所や移動を繰り返したから。とに

かく私たちは何の知らせも聞かされなかった。母がようやく私たちを探し当てて、再会できたが、母は今だそのことについては語ろうとしない。このような生き別れは表現しがたいことだ。私たちは一か所にとどまることはなく、時間においては一つの空白があるままだった。いったいどのくらい年月が経過したのか皆目わからなかった」(2010:35-36)と述べている。

こうした経緯からみられるのは、児童保護施設や行政に対するアンジョレの強い不信である。「DDASSの施設に入れられた子どもたちは『カス(casse)』¹⁸と呼ばれてしまう。DDASSの印を押され、社会行政により育てられる子どもたちは、あたかも不名誉なものであるとしての烙印を押されるばかりか、人間的な親子関係の欠如したアイデンティティ、名前のない人間性を欠いた略号に所属させられてしまう。[中略] DDASSの子どもはいない。全ての子どもには親がいるのだ。親子関係の欠如がトラウマを生むのではなく、そうした子どもに対する他者からのまなざしなのだ」(2011:35-37)。福祉行政が困難を抱える子どもが生きていくのに不可欠な衣食住など物的な支援を行えたとしても、いかに保護目的であっても人間関係を絶つ形で施設に入れることは「愛情(affection)という食物」の欠乏症、ひいては愛情の栄養失調を引き起こしかねない、とアンジョレは付言する(2011:31-21)。

この「愛情」概念がアンジョレの思想およびパレナージュの根幹となる。「愛情」とは何であろうか。「愛(amour)」とは何が違うのであろうか。フランスで最も普及している辞書『ラルース』によればaffectionとは、「優しさ、友愛、思慕を持って慈しみ愛すること、特に子どもや身内などに対して、持続的に向けられる感情」とある¹⁹。amourは人どうしの間では「情熱的」、「断続的」かつ「性的」な「愛」なのに対し、affectionは「熱情」「性愛」は見られないものの「持続性」「慈しみ」「紐帯」の面がより強いとされる。

第2節 バランパルミル協会の設立とadoption affective

不遇な少女期を過ごしたアンジョレはその後、夜間学校等で教員資格を獲得したほか、こうした経験をもとに小説家、そして大学教員としての経歴を持つに至る(2010:40)。そしてバランパルミルというパレナージュ

を専門とするフランス初のアソシアシオンを1990年に設立するが、そのきっかけはアンジョレが息子の幼稚園に通うアンジェリカという幼女を自宅で預かったことによる(2010:50)。アンジェリカは明らかに父親からの虐待を受けていたのであるが、幼稚園も母親も児童福祉施設もアンジェリカの保護の責任を相手になすりつけ、この幼女が危険な状態にあったことから、アンジョレはとっさの判断でその子を自宅で引き取ったのである。しかしこの行為は、幼女の実親をはじめ周囲に全く理解されなかった。アンジョレは『『いったい何の資格でそんなことをするんだ』と私は他人から問いただされます。しかし私は何でもありません。何者でもないのです。つまり何の合法性もないのです。よって私はアンジェリカの父から身体的攻撃を受ける危険にありました。彼女への暴力をやめさせようと介入したからです。裁判所からの通知も受けました。そこで私は法に従い、子どもを『返さ』ない場合は告訴するぞという、警告まで受けたのです(2010:51)』と振り返る。

アソシアシオンを立ち上げた理由は、「実の親子関係にない子どもについて、他人が『介入』『口出し』することを合法化するため」である。「私は誰か他人がかかわりを持ってほしく、危険な状態にある人に何の支援もないというリスクに陥れてほしくないのです。私はパランの本来の価値を認めながら、我々の社会の基盤にある道徳的承認のある形態に意味を持たせたいと願っていました。[中略]私の自発的なパレナージュをするまで、子どもたちは制度や施設の中で途方に暮れる時間を過ごしていたのです」とアンジョレは語る(2010:82)。

アンジョレは実親であれ、他人であれ、危険な状態にある子どもに対して、人としてかかわらないこと、かかわりを持たないこと、「保護」を名目として人間関係を絶つことで解決しようとする児童保護政策や学校教育、こうした子どもを保護し、引き取り、養育し、居場所を提供することを「非合法」と見なす親権や法律から、自らのアンガージュマン(社会参画)を守るために1901年結社法に基づくパランパルミル協会を創設したのである。

その過程で重要となるアンジョレのキー概念が先に述べた affection の派生形である adoption affective である。「愛情・愛着に基づく養子縁組」と

いう意味であるが、これはもちろん法的な養子縁組との対比としてアンジョレは論じている。この養子縁組とは、「子どもが孤独と闘うのに必要な資源を刷新するためのもの」(2011:22)としている。「フランスでは養子縁組を結んだ子どもは1000人に満たない。だが、その倍の子どもが実質的に放置され、法的には養子縁組を結ばないでいる。一方で数千人もの子どもが愛情の面で放置されている。人とのつながりを全く持たないで成長する子どもは、あらゆる年齢、生まれた時から成人に達するまでみられる[中略]。フランスには養子可能な子どもはこのように法的には少ない。しかし愛着に基づく養子縁組が可能な子どもは数多くいる(2011:47-48)。第2章にて述べた数値がこれにあたる。また、アンジョレは「愛情に基づく養子縁組により、子どもはある大人と affection でつながり、その大人は子どもに決定的なしるしをもたらしめます。その子どもはその大人(パラン)だけではなく、その家族や隣人、友人とより広くつながることになるのです。実親が一人だけで顔を突き合わせて生きる子どもには、このことが何を意味するか想像できるでしょうか?子どもはこうして多様な文化的社会的環境において言動のコードを見出し、社会での振る舞いを学ぶのです。これは子どもに生を与える一つのことにはすぎないですが、もし、他人から全く与えられないのなら、何もできなくなってしまいます。この開放こそが、育児放棄状態にありあるいは孤立した子どもにとって重要なものなのです(2010:32)」。

「孤独と闘うのに必要な資源」としてアンジョレは「回復力(résilience)」を挙げる。子どもの成長はもとより「生」にとっては必要不可欠なものである。しかし、上述のような孤独にある子どもにはそれが欠如する危険な状態、「愛情の栄養失調」状態であるとアンジョレは指摘する(2010:23, 40-41, 55; 2011:21-23, 29-32)。そして、法的な養子縁組や児童福祉政策は、養育や保護という形で物質的な食物を提供することはできても、愛情という食物を提供することができない(2011:51)。人とのつながりを広げ、それにより愛情という食物を得られることが子どもには必要だからである。よって、adoption affective というオールタナティブがなければ、子どもの危険な状態は改善されず、孤独の解消も一向に進まない。アンジョレがパランパルミル協会を設立したのは、adoption affective は政策や制度では行

き渡らない領域であり(2011 :22,29-30,49-51), 市民の連帯に基づくアソシエーションでなければ, 広められないと考えたからであろう。

第3節 パランとフィルールとの関係——「感覚」というつながり

では, 現在「最寄りのパレナージュ」と呼ばれるに至る adoption affectiveにおけるパランとフィルールとの関係はどのようなものか? アンジョレの著作をもとに考察していきたい。もちろん両者の関係は法的な filiation (親子関係)ではないし, placementにある親権や養育権を確立させるものでもない。これは, パレナージュがフィルールが実親と法的にも,あるいは実質的, 心理的にも「切り離されることなく」パランとの関係を築き, かつパランの家族と実親家族とも良好な関係を築くことを目的としているからである。

一方で, アンジョレは, フィールールとパランとの関係を随所で「感覚のつながり (lien de sens)」と言っている。これは実の親子関係を表す「血縁関係, 血のつながり (lien de sang)」に掛けた表現で, 「血のつながり」はそれだけで子どもの「孤独」を食い止めることはできないのに対し, 「感覚のつながり」とは, フィールールとパランが同じ時間と空間を共有することで生まれるものであり, それ自体が「孤独」を解消させるものである(2006 :57-61 ;2011 :23,42)。

アンジョレは「感覚のつながり」を「贈与 (don)」関係であるとも述べる。なぜならこの関係は金銭の交換を一切ともなわないからである。「人とのつながりはより豊かであるがゆえに無償なのです。人間関係というのは一つの贈与であり, 成人と子どもとの間での互酬的贈与なのです。子どもや若者に出会いの機会を提供し, 彼らの日常的な周囲を超えた成人との個人的つながりを作り出すことにより, 子どもたちに可能性を開くことができます(2010 :8)」とアンジョレは言う。ではその「贈与」とは具体的にどのようなものか? アンジョレはその一つに ingérence を挙げる。「介入, 口出し, お節介」などの意味である。つまりパランはフィルールに ingérence することもあるが, 「感覚のつながり」とは「互酬的贈与関係」であるからフィルールがパランに対して ingérence することも忘れてはならない(2006 :55-61)。フィルールがパランに対して実親の役割を求

めてくる場合があり, 逆にパランがフィルールに対して勉強を教えたり, 週末と一緒に出掛けたり, 場合によってはしつけることもある。

もう一つは, 補完性と所属的概念の放棄である。アンジョレはまず, パレナージュに参画するには「心性の変化」が最も重要であると述べ, それは, 「排他的所属という考えを断ち切り, 子どもを『所有物』として見なすのをやめること」である。「所有権とは奪い取る行為です。子どもには深刻なことです。〔中略〕子どもに対する権利 (droits aux enfants), とも言えましょうがこれは子どもが有する権利 (droits des enfants) とときに相反することもあります」とも述べている(2010 :75-77)。しかしこの考えは親権の移転とは別物である。さらに「感覚のつながり」は生後に形成されるのであるが, その形成は様々な差異を「豊かな多様性」として認めなければ難しいとしている。差異や多様性を受け入れなければそれは他者に対する恐怖, 閉鎖につながるからだとしている(2010 :77-80)。

まとめ 市民的連帯としてのパレナージュ

アンジョレのいう「感覚のつながり」をもとにするパレナージュは, 家族やカップルを取り巻く状況が激変し, 貧困や社会的断絶が思うように改善されない現代フランス社会において, 養子縁組や placement のような制度, 政策として行われる, すなわち近代政治・社会思想の中から生まれた「連帯 (solidarité)」, つまり国家や政府による「上からの」連帯政策が行き詰まる中 (ROSANVALLON), 市民に端を発する「下からの」連帯, つまり市民的連帯の一つ, と位置付けられる。

同年代に結成された「心のレストラン」(長谷川 :77-94)と同様に, こうした連帯の運動は, ある程度の著名な人物(国民的な「スター」ほどではないが, 著作や芸能で, ある一定の市民には知られている人物)が個人として活動をはじめ, アソシエーションにより徐々に近隣の市民に, そして20年ほど経過してフランス全国に広がる形態である。

パレナージュは法律等により制度化されたものではなく, かつアンジョレ自らが言うように, その浸透には市民の「心性的な変化」が必要であるうえ, 家族のありかたそれ自体の変容も引き起こしうる不透明さをもつ。

近年ようやく小規模、断片的なパレナージュの成果に対する調査報告が見られるが、市民的連帯としてのパレナージュが今後どうなるかは、より一層の研究の深化が必要であろう。

参考文献

- (アンジョレの文献からの本文引用表記は、刊行西暦年とページのみとしている)
- ALBERT, Dominique (2001), «Brisures et abandonnisme», *Revue Gestalt*, No.21,
- CHAPON, Nathalie (2011), «A qui appartient l'enfant en accueil familial ? », *Dialogue* No.193,
- ENJOLET, Catherine (1997), *Princesse d'ailleurs*, Phébus,
- ___(2006), *Ceux qui ne savent pas donner ne savent pas ce qu'ils perdent*, JC Lattès,
- ___(2010), *Parrainer les enfants d'à côté*, Ed Rue de l'échiquier, 2010,
- ___(2011), *Plaidoyer pour l'affection adoptive*, Pocket.
- 長谷川秀樹 (2017) 「フランスにおける『心のレストラン』の活動と『新しい連帯』の可能性について」『横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ (社会科学)』第19集, pp77-94.
- 菊池緑 (2002) 「フランスの里親制度・その2」湯沢雅彦(研究代表)『里親委託と里親支援に関する国際比較研究』厚生科学研究費補助金成果報告書, pp.196-211.
- PAUL, Stéphane et VERRIER, Bernard(2013), *Mission enquête sur le placement familial au titre de l'aide sociale à l'enfance* (RM2013-018P), Inspection générale des affaires sociales, p.12.
- ROSANVALLON, Pierre(1995), *La nouvelle question sociale. Repenser l'État-providence*, Le Seuil (北垣徹訳『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』勁草書房2006年).
- SELLENET, Catherine(2006), *Le parrainage de proximité pour enfants :Une forme d'entraide méconnue*, L'Harmattan.

註

1. Ministère du travail, des relations sociales, de la famille et de la solidarité, *Enfance et parrainage ; Guide du parrainage d'enfants*, octobre 2008, pp.53-57.
2. *Op.cit.*, pp.21-25.
3. 平成14年9月5日厚生省令115号。
4. これに加え、児童養護施設等が独自に行う、週末里親や季節里親 (夏季休暇時など) などがあるが、これらは法的に定義されているものではない。
5. 障害者の子どもや若者場合は *accueillant familial* という別の制度が適用される。
6. *Le Nouvel Observateur*, le 18 août 2011.
7. Protection Maternelle et Infantile. 妊婦と乳幼児の健全と保護を目的に1945年にフランス厚生省が設置した。現在では県の管理下に置かれ、母親と6歳未満の乳幼児の保護や後者の養育も行っている。
8. Association de prévention et protection de l'enfance (2010年に創設されたブッシュ＝デュ＝ローヌ県内でのパレナージュを仲介、促進させるためのアソシエーション) 公式ウェブサイト参照 (<http://parrainagedeproximite13.com/index.php/faire-parrainer-un-enfant/>)。

9. 「パレナージュ 33 (2003年に養子縁組促進団体から分離する形で設立されたジロンド県でのパレナージュを仲介、促進させるためのアソシエーション)」公式ウェブ参照 (<http://www.parrainage33.com/spip.php?rubrique49>)。
10. Dessine moi une passerelle協会の公式ウェブ (<http://dmpstrasbourg.canalblog.com/archives/2016/03/15/33517084.html>)。
11. 「タリー協会」公式ウェブ (<http://www.thalie.asso.fr/>) 参照。
12. 「スザンヌパレーヌ (Suzanneparraine)」協会公式ウェブ (http://www.suzanneparraine.com/devenir_parrain1.ws) 参照。
13. 「MJCパレント (MJC Parente)」協会公式ウェブ (<http://www.mjc-palente.fr/sengager/a-la-recherche-de-benevoles/le-parrainage-de-proximite.html>) 参照。
14. 当協会および創設者アンジョレは、パレナージュを広めた活動が評価され、1996年にラジオ・フランス賞、2004年にルモンド＝クラランス女性市民企業賞とフィガロ人道大賞、2006年にジューメンヌ・トロフェミナ賞を受賞している (フランス国営放送「フランス2」の協会紹介ページhttp://www.fort-boyard.fr/saison2008/asso_parrains.php, 参照)。
15. 一般には *carence* (児童遺棄 *abandonnisme* ではなく、「欠乏」、「不足」を指す) と呼ばれるもので、「3歳未満の子どもが自らの身の回りにおいて重要な意味を持つ人々 (と彼らのその子に対する初期投資) から切り離され、かつその切断が修復されない場合に生じ得る神経症。かかる切断は、子ども期全体を通じて神経的な障害を被り続けると同時に少なからず精神的な抑うつ症状も引き起こす他、自我の形成に悪影響を及ぼしたり人格の形成に障害を及ぼしたりする危険性がある (ALBERT:108)」。
16. Direction départementale d'affaires sanitaires et sociales. 1964年に創設。1983年以降は地方分権により県行政に移管されている。
17. 施設のあるダンフェールロシュロー (Denfert-Rochereau) 地区と「地獄の」を意味するフランス語 (*d'enfer* 「ダンフェール」) をかけた表現。
18. 「壊れたもの」を意味するフランス語。
19. 2014年版1472ページ。

(都市イノベーション研究院・准教授)

Sur le parrainage de proximité dans la société contemporaine française.

Hideki Hasegawa

Le parrainage de proximité dans la société contemporaine en France est la construction d'une relation affective privilégiée instituée entre un enfant et un adulte ou une famille. Il est différent de l'adoption et le placement d'enfants qui sont institués par le code civil ou la protection sociale. Le parrainage est plutôt un engagement associatif. C'est une relation de confiance basée sur la réciprocité qui peut être mise en oeuvre par des citoyens regroupés en associations et aussi par des services en charge des questions de l'enfance. Et la relation du parrainage est un « lien de sens » selon Catherine Enjolet, romancière française, est une pionnière de cet engagement.